二	当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の平均値の一・五分の一
三	当該温度において十万時間でラプチャを生ずる応力の最小値の一・二五分の一

（新設）

3　第一項の規定にかかわらず、特定規格適合小型ボイラーについては、鋳造品の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　日本産業規格G五五〇二（球状黒鉛鋳鉄品）のFCD四〇〇及びFCD四五〇並びに日本産業規格G五七〇五（可鍛鋳鉄品）に定める黒心可鍛鋳鉄品並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	材料の使用温度における引張強さの六・二五分の一
二　一の項以外の鋳鉄品	材料の使用温度における引張強さの十分の一
三　日本産業規格G五一〇一（炭素鋼鋳鋼品）であって、次項の表に掲げる化学成分の含有量が同表の上欄に掲げる鋳鋼品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下である鋳鋼品、日本産業規格G五一〇二（溶接構造用鋳鋼品）、日本産業規格G五一二一（ステンレス鋼鋳鋼品）及び日本産業規格G五一五一（高温高圧用鋳鋼品）並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	○・八（都道府県労働局長の定める検査に合格したものにあっては、当該検査の種類及び方法に応じ、○・九又は一・○）を前項の表一の項又は三の項の規定から求めた値に乗じて得た値
四　三の項以外の鋳鋼品	○・六七を前項の表一の項又は三の項の規定から求めた値に乗じて得た値
五　非鉄金属鋳造品	○・八を前項の表一の項の規定から求めた値に乗じて得た値

（新設）

4　前項の表三の項の鋳鋼品の種類及び化学成分の含有量の値は次の表によるものとする。

鋳鋼品の種類	化学成分								
	炭素	マンガン	りん	硫黄	けい素	ニッケル	クロム	銅
SC三六〇及びSC四一〇	○・二五	○・七○	○・○四	○・○四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○
SC四五〇及びSC四八〇	○・三五	○・七○	○・○四	○・○四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○